

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、エルダー・コミュニケーション・テクノロジー協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当協会は、主たる事務所を京都市伏見区東町 206 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当協会は、全国各地のICTによる高齢者支援または、高齢者にICT使用を推進するNPO法人や企業・任意団体・個人が連携協力し、次の事業を行うことで、ICTの持つメリットを最大限活用し、高齢になってもいきいき暮らせる地域社会形成のために寄与することを目的とし設立する。

(事業)

第4条 当協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 高齢者向けICTに関連する知識や活用ノウハウを持つ人材の育成及び会員の資質向上のための講習会、研修会等の開催
- 二 高齢者向けICTに関するコンテンツの研究・作成及び販売
- 三 高齢者向けICT利用者へのノウハウの販売
- 四 認定講師制度運営
- 五 高齢者向けICT利用者向け支援サービス
- 六 その他、当協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(協会の構成員)

第5条 この協会に、この協会の事業に賛同して入会した個人又は団体であって、次条の規定によりこの協会の会員となった者をもって構成する。

(会員の資格の取得)

第6条 この協会の会員になろうとする者は、役員会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、役員会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、役員会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは役員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 一 この会則その他の規則に違反したとき
- 二 この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき
- 二 総会員が同意したとき
- 三 当該会員が死亡し又は解散したとき

(会員名簿)

第11条 当協会は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当協会の主たる事務所に備え置くものとする。
当協会の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載された住所または会員が当協会に通知した居所にあてて行うものとする。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の決議事項)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 各事業年度の決算報告
- 二 会則の変更
- 三 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- 四 解散
- 五 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- 六 役員会において総会に付議した事項
- 七 その他、会員総会で決議するものとしてこの会則で定める事項

(開催)

第14条 当協会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、役員会の決議に基づき会長が招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の役員がこれを招集する。

- 2 総会を招集するには、会日より1週間前までは、各会員に対して招集通知を発するものとする。
- 3 前項にかかわらず、総会は、会員全員の同意があるときは、書面または電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ役員会の定めた順位により、他の役員がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第17条 総会の決議は、法令またはこの会則に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。
 - 一 監事の解任
 - 二 会則の変更

- 三 解散
- 四 その他必要な事項
- 3 各会員は、各1個の議決権を有する。

(総会の決議の省略)

第18条 総会の決議の目的たる事項について、役員または会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 会員またはその法定代理人は、当協会の会員または親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(総会議事録)

第20条 総会の議事については、記載又は記録した議事録を作成し、10年間当協会の事務所に据え置くものとする。

第5章 役員

(役員)

第21条 当協会には、次の役員を置く。

- 一 役員 2名以上
- 二 監事 1名

- 2 役員のうち1名を会長とし、1名を副会長とする。
- 3 会長を代表役員とする。
- 4 会長以外の役員のうち、副会長を業務執行役員とする。

(役員を選任)

第22条 役員及び監事は、役員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長は、役員会の決議によって、役員の中から選定する。
- 3 監事はこの協会の役員を兼ねることができない。

(役員職務及び権限)

第23条 役員は、役員会を構成し、この会則で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの会則で定めるところにより、その協会を代表し、その業務を執行し、業務執行役員は、役員会において別に定めるところにより、この協会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、役員職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、役員及び使用人に対して事業の報告を求め、当協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された役員又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお役員又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当協会から受け取る財産上の利益は、総会の決議によって定める。

第6章 役員会

(構成)

第28条 当協会に役員会を置く。

- 2 役員会は、すべての役員をもって構成する。

(権限)

第29条 役員会は、この会則に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- 一 会費の金額
 - 二 会員の除名
 - 三 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - 四 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - 五 前各号に定めるもののほか当協会の業務執行の決定
 - 六 役員職務の執行の監督
 - 七 会長、副会長の選定及び解職
- 2 役員会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を役員に委任することができない。
 - 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 重要な使用人の選任及び解任
 - 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 五 役員職務の執行が会則に適合することを確保するための体制その他当協会の業務の適正を確保するために体制の整備

(開催)

第30条 役員会は通常役員会と臨時役員会の2種とする。

- 2 通常役員会は、毎年1回開催する。
- 3 臨時役員会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 会長が必要と認めたとき
 - 二 会長以外の役員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき
 - 三 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を役員会の日とする役員会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした役員が招集したとき
 - 四 監事が必要と認めて会長に招集の請求があったとき

- 五 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を役員会の日とする役員会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

- 第31条 役員会は、会長が招集する。
2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各役員が役員会を招集する。

(議長)

- 第32条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

- 第33条 役員会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第34条 役員が、役員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる役員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の役員会の決議があったものとみなす。ただし、監事が意義を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

- 第35条 役員又は監事が、役員又は監事の全員に対し、役員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を役員会に報告することを要しない。

(議事録)

- 第36条 役員会の議事については、議事録を作成する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

- 第37条 当協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(事業報告及び決算)

- 第38条 当協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、役員会の承認を経て、定時総会に提出する。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

- 2 前項の規定により報告された書類のほか、監査報告を主たる事務所に備え置くとともに、会則及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

- 第39条 当協会は、剰余金の分配を行わない。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 40 条 この会則は、総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 41 条 当協会は、総会における、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議その他、止むを得ない理由により継続困難となった場合、解散する。

(残余財産の帰属等)

第 42 条 当協会が清算をする場合において有する残余財産は、役員会の決議を経て、公益社団協会及び公益財団協会の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる協会又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(実施規則)

第 43 条 この会則の実施に関し必要な規則は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(免責事項)

第 44 条 当WEBサイトの掲載情報の正確性については万全を期しているが、当WEBサイトの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない。

第 9 章 附則

- 一 この会則は、この協会の設立の日から施行する。
- 二 設立初年度の事業年度は、平成 27 年 10 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- 三 役員他の氏名及び住所は次のとおりである。
- 四 本協会の設立年月日は平成 27 年 9 月 18 日とする。

会 長	馬場 次代	京都府相楽郡精華町祝園下久保田 1 4 - 4 0
副会長	吉田 恵子	大阪府堺市北区中百舌鳥町 6-1034-6 3-115
会 計	村上 晶子	京都府宇治市五ヶ庄 2 番割 52 番地の 8
監 事	板谷 哲男	西宮市高座町 12-18-810
顧 問	土肥 卓哉	大阪府富田林市新青葉丘町 3-28
顧 問	清水 宏一	京都市伏見区深草西浦町 2 丁目 2-1

この会則の記載内容について
事実と相違ないことを証明します。

エルダー・コミュニケーション・テクノロジー協会
会長 馬場 次代
京都府相楽郡精華町祝園下久保田 1 4 - 4 0